平成２６年（フ）第２９９号
群馬県前橋市富士見町原之郷2390番地７
債務者　羽鳥　知美
１　決定年月日時　平成27年１月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３１２号
群馬県前橋市南橘町８番地　Ｚ－406号
債務者　小林　篤頼
１　決定年月日時　平成27年１月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３３２号
群馬県伊勢崎市境平塚1232番地１
債務者　山越　好敏
１　決定年月日時　平成27年１月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３３３号
群馬県伊勢崎市境平塚1232番地１
債務者　山越　俊子
１　決定年月日時　平成27年１月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３３４号
群馬県伊勢崎市境平塚1232番地１、住民票上の住所群馬県伊勢崎市境平塚1214番地
債務者　山越　清孝
１　決定年月日時　平成27年１月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３４１号
群馬県伊勢崎市豊城町2113番地２　豊城西住宅2256
債務者　須藤智枝子
１　決定年月日時　平成27年１月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３４７号
群馬県前橋市下小出町２丁目33番地１　モンテローザ106号
債務者　川端　一義
１　決定年月日時　平成27年１月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１２９３号
京都市伏見区舞台町20番地
債務者　平澤　翔馬
１　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３８号
京都府亀岡市南つつじケ丘桜台３丁目25番12号
債務者　八田　　實
１　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２６年（フ）第６６７号
熊本市東区新外３丁目１番５－403号　アップルコート健軍２
債務者　下田　　忍
１　決定年月日時　平成27年１月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３２０号
岩手県一関市川崎町門崎字神平135番地
債務者　千葉　理香（旧姓菅原）
１　決定年月日時　平成27年１月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第３２５号
盛岡市東松園３丁目16番30号
債務者　菊池ミツ子
１　決定年月日時　平成27年１月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第３２８号
岩手県紫波郡紫波町高水寺字中田37番地26
債務者　髙橋　正直
１　決定年月日時　平成27年１月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第３１６号
愛知県一宮市北方町北方字沼32番地　クローバー愛北1002号
債務者　岡田　悦子（旧姓久米）
１　決定年月日時　平成27年１月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第５３号
兵庫県加東市上田481番地１
債務者　上石　愛英
１　決定年月日時　平成27年１月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２６年（フ）第３０１号
長崎県長崎市界２丁目７番７号　七福荘Ａ棟201
債務者　松島留美子
１　決定年月日時　平成27年１月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係